

坂戸、鶴ヶ島水道企業団要綱第1号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会委員公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例（令和7年坂戸、鶴ヶ島水道企業団条例第2号）第3条第1号に定める坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会委員（次条において「審議会委員」という。）のうち、公募する委員（以下「公募委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公募委員の役割)

第2条 公募委員は、他の審議会委員とともに、企業長の諮問に応じ、水道料金に関する事項を審議する。

(募集人数)

第3条 公募委員の募集人数は、2人とする。

(応募要件)

第4条 公募委員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 水道事業に関心があり、委員として建設的な意見及び意欲がある者
- (2) 坂戸市及び鶴ヶ島市内に住所を有する水道使用者で、委嘱日時点において満18歳に達している者
- (3) 平日昼間の会議に出席できる者
- (4) 過去5年以内に水道料金滞納実績のない者
- (5) 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持たない者
- (6) 坂戸市及び鶴ヶ島市議会議員でない者
- (7) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員でない者

(応募方法)

第5条 応募は、応募者本人が記入した坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会公募委員申込書（様式第1号）及び別途定める論題に関する800字以内の小論文（公募論文原稿用紙（様式第2号）を使用し、欄外に氏名を記入すること。）を提出することで行う。

2 応募は、別途定める募集期間内に、郵送又は持参により提出するものとする。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、前条の規定により提出された応募書類による書類選考とする。

- 2 公募委員は、次条に定める坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選考し、企業長に推薦する。
- 3 企業長は、選考委員会から推薦されたものが適任であると認めたときは、その者を公募委員の内定者に決定する。ただし、その者が委嘱日までの期間に第4条各号に定める要件を欠くこととなった場合は、当該決定を取り消す。

（選考委員会）

第7条 選考委員会の委員は、事務局長、事務局次長、財務課長、給水課長をもって組織する。

- 2 選考委員会の委員長は、事務局長をもって充てる。

- 3 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（公募委員の選考）

第8条 選考委員会は、公募委員の選考にあたり、第5条の規定により提出された応募書類について、次に掲げる事項を審査し選考する。

- (1) 審議会への熱意
- (2) 水道事業及び水道料金に対する意見
- (3) 文章力
- (4) 分析力及び先見性
- (5) 建設的な発言の期待度

（選考結果の通知）

第9条 公募委員の選考結果は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会公募委員選考結果通知書（様式第3号）により、選考後応募者全員に通知するものとする。

（庶務）

第10条 公募委員の選考に関する庶務は、財務課経営企画担当において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、公募及び選考の議事その他の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会公募委員申込書

私は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会委員公募要綱第 4 条に定める要件については全て満たしていること、本申込書提出日から委嘱日までの期間に当該要件を欠くこととなった場合においては速やかに報告することを誓約し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会委員に応募します。

年 月 日提出

ふりがな			
氏 名			
住 所	〒		
連 絡 先	(携帯) (自宅)		
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日		満 歳
職 業	(職業) (勤務先)		
応募動機 抱負等			

この応募用紙に記載された個人情報は、委員選考の目的以外には使用しません。

様式第 3 号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会公募委員選考結果通知書

記号第 号
年 月 日

様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長



年 月 日付けで応募のありました坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会
公募委員選考結果については、下記のとおりです。

記

選考結果